



## 著作権の侵害とその救済

### 訂正情報

206 頁 notes ⑥「問題となる（第5章〔115 頁〕参照）」を「問題となる（第5章〔115, 121 頁〕参照）」に改める。

207 頁上から 9 行目「コンテンツ業者が入力したとも解釈できる」を「販売業者が入力したとも解釈できる」に改める。

216 頁上から 12 行目「割合的に認定できるようにした」の後に、「このような立法経緯から、114 条 1 項は、逸失利益を損害と考えていると思われる。」を加える。

221 頁本文下から 5 行目「が予定されている。」の後に「<sup>⇒212 頁</sup>（逸失利益 vs 市場機会参照）」を加える。

### 補足情報（付加説明, 参考文献紹介）

本章全般の参考文献として、

中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣, 2014）

田村善之『著作権法概説』（有斐閣, 2001）

加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』（著作権情報センター, 2013）

作花文雄『詳解著作権法〔第4版〕』（ぎょうせい, 2010）

## 2 差止請求

(197 頁)

参考文献として、

最高裁判所判例解説民事篇（平成 23 年度（上））40 頁（山田真紀）—まねき TV 事件の調査官解説

最高裁判所判例解説民事篇（平成 23 年度（上））61 頁（柴田義明）—ロクラク II 事件の調査官解説

大淵哲也「著作権間接侵害の基本的枠組（前編）（中編）（後編）」著作権研究 38 号（2011）2 頁、

39号(2012)301頁, 40号(2013)229頁—物理的な直接行為者(コンテンツを自ら提供した者に限定)と間接侵害者を分けて, 著作権制限規定が適用される(したがって従属説により間接行為者が侵害とならない)可能性を残す法律構成を主張している。

平嶋竜太「放送転送サービスをめぐる最高裁判決の理論的課題とインターネットビジネスへの影響—まねきTV事件及びロクラクII事件を基点とした検討」 法とコンピュータ 30号(2012)3頁—両事件の問題点を詳細に検討している。

## 3 損害賠償

(211頁)

田村善之『知的財産権と損害賠償〔新版〕』(弘文堂, 2004) —市場機会の利用可能性という損害概念を導入し, all or nothing の実務の状態を乗り越える解釈論を展開している。今日の損害額の割合的認定という裁判例・立法の流れを先取りしている。ドイツ, 米国の比較法研究としても重要である。

中山信弘『特許法〔第2版〕』(弘文堂, 2012) 361頁~380頁—情報の保護という観点から市場機会の損害概念の立場を基礎づけている。

『注解 特許法』102条(1510~1765頁) [飯田圭] —特許権の損害賠償に関する事例と学説を網羅している。